

# 自動車乗入口設置工事 申請書作成の手引

愛知県高浜市役所  
都市政策部 土木グループ  
TEL (0566) 52-1111  
FAX (0566) 52-1110



歩道に自転車の乗入口を設けるには、歩行者の安全の確保及び車両の出入りによる歩道の損傷防止のため、いろいろな制約がありますので、以下の例示をよく見て記入してください。

1. 許可基準

(乗入口の設置を禁止する箇所)

(1) 原則として、以下の箇所には、自動車乗入口の設置を禁止する。

道路交通法第 44 条各号に規定されている箇所及びその他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与える恐れのある箇所(横断歩道橋の歩行者等の通行部分から 5 メートル以内の部分など)における自動車乗入口の設置は原則として禁止する。

ただし、その設置が次の2つの条件を満たす場合は、例外とする。

条件1 当該自動車乗入口の設置が、真にやむを得ない場合。

条件2 1の場合で、当該自動車乗入口の設置する所轄警察署長との間で、その設置について協議が整った場合。

\* 参考

道路交通法第 44 条の各号に規定されている部分とは、次の部分をいう。

(各用語については道路交通法第2条の定義による)

- 一. 交差点・横断歩道・自転車横断帯・踏切・軌道敷内・坂の頂上付近・勾配の急な坂又はトンネルの部分
- 二. 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 メートル以内の部分
- 三. 横断歩道・自転車横断帯前後からそれぞれ 5 メートル以内の部分
- 四. 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側部分及び前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分
- 五. 乗合自転車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所を表示する標示又は標示版が設けられている位置から 10 メートル以内の部分
- 六. 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分

(設置箇所数)

(2) 入口の設置箇所数は、1 施設 1 箇所とする。

ただし、ガソリンスタンド、駐車場、店舗等で、自動車の乗入れが多い箇所又はその他やむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(乗入口の設置幅)

(3) 乗入口の設置幅及び側溝影響幅は、原則として下表によるものとする。

自動車の種類		歩道の形式	フラット式 セミフラット式	マウントアップ式 (ブロック巻き込み)
乗入口の設置幅	A型 (乗用車・小型貨物自動車)		3.0m	4.0m
	B型 (普通貨物自動車用6.5t積以下)		6.0m	7.0m
	C型 (大型・中型貨物自動車用6.5t積を超えるもの)		必要幅 (10.8m以下)	必要幅 (12.0m)
側溝影響幅	A型 (乗用車・小型貨物自動車)		1.5m	1.0m
	B型 (普通貨物自動車用6.5t積以下)		2.0m	1.5m
	C型 (大型・中型貨物自動車用6.5t積を超えるもの)		2.6m	2.0m

\* B型については、最大乗入幅を示す。設置にあたっては、車両走行軌跡図により必要幅を算出することを基本とする。

(乗入口の設置角度)

(4) 自動車乗入口は、道路に対し直角に設置することを原則とする。

対象車両の最大諸元

車種	A型 (小型自動車)	B型 貨物自動車 (6.5t積以下)	C型 貨物自動車(6.5t積を えるもの、大型バス)
車長	4.7m	8.7m	12.0m
車幅	1.7m	2.4m	2.5m
回転半径	6.0m	9.4m	12.0m

歩道の自動車乗入部形状図選定表

歩道幅員		2.5m以上						2.5m未満
		有			無			無
植樹帯の有無								
植樹帯の幅員		1.2m以上	1.2m未満					
街渠ブロックの高さ		20cm		15cm	20cm		15cm	
歩道横断勾配の方向		民地上がり		民地下がり	民地上がり		民地さがり	
セミ フラット 式 マウント アップ式	地先境界ブロック (切り下げ可)							図-13
	〃 (切り下げ不可)	図-1	図-3		図-6	図-8	図-11	図-14
	側溝	図-2	図-4	図-5	図-7	図-9	図-10	図-12
フラット式		図-16				図-17		

\* 図 2-2-14 は、民地切り下げが不可能な場合のみ適用する。

\* C型の乗入口を設置する場合は、甲蓋の損傷が予想されるもので、図-18 の様なスリット付の円形水路・ノーサウンド側溝等、蓋のないもの、蓋の少ないのを使用するものとする。

2. 申請の方法

入口設置工事は、申請者の方が工事費用を負担する「承認工事」により施工していただきます。その際、歩道としての本来の機能を損なうことがないように、施行内容が愛知県の道路構造基準等に準拠していることを審査するために、申請書を提出していただきます。

~~申請手数料は不要です。~~

申請は、施主の方でも施工業者(申請代理人)でも手続きができますが、申請書類についてこちらからお尋ねする場合がありますので、その書類について説明のできる方の名前及び連絡先(電話番号)を記入しておいてください。

\* 施工内容が高浜市の基準に合わない場合は承認できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3. 提出書類

下記のうち、☆印の書類については、この手引きに様式(標準図)が載っています。標準図については、注意事項に従って処理をすればそのまま申請書類として使用できます。

(切り貼りを行った場合は、その後コピーしたものを提出してください。)

詳しい記入方法については、下記をお読みください。

書類一覧

		書類名	注意事項
☆	①	申請書表紙	2部とも申請者の捺印を。 裏面に条件事項が記載されています。

	②	位置図 (縮尺 1/25000～ 1/1500 程度)	担当者が、現地確認や完了検査等に行く時に参考となる案内図。住宅地図等程度でも構いません。
	③	公図の写し	法務局で写しをとることができます。
	④	平面図 (縮尺 1/100～1/500 程度)	上から見た、乗入口とその周辺の道路(民地)施設の位置等がわかるもの。(工事前、工事後)乗入れを必要とする敷地の形状及び建物等の位置、特に車庫又は駐車場の位置がわかるもの。
☆	⑤	横断面 (縮尺 1/100～1/200 程度)	乗入口前面の道路の幅員と車道や歩道(植樹帯)等の幅員がわかるもの。
☆	⑥	自動車乗入口形状図	別添標準図から該当する形状図を選び添付してください。標準図では合わない場合は別途作成してください。
☆	⑦	構造図等	申請する乗入口工事に関係するものをそれぞれ添付してください。
☆	⑧	道路植栽施設の移植確約書	高浜市の植栽施設は、路線ごとに委託業者により管理しています。詳細を知りたい場合はお尋ねください。
☆	⑨	仮設歩道設置計画図	この図面は、承認後に警察署へ提出する道路使用許可申請書にも必要となります。
☆	⑩	現況写真	乗入口施工前の現在の状況のわかる写真を数枚添付してください。(デジタルカメラでの写真でも構いません。)また、設置予定箇所に赤ペン等で印をしてください。
	⑪	その他	関連する事項について確認をするために、別の図書を求めることがあります。

\* 申請書書類はA4サイズ縦型とし、左端をホッチキス等でとめてください。図面等が大きいものについては、A4サイズに折り、他の書類を一緒に綴じるか、巻末に封筒をつけて、その中に入れても構いません。

#### 4. 提出部数

この申請書は **2部提出** してください。(1部は市長の承認を得た後に申請者の方にお返しします。)

#### 5. 書類提出から承認及び完了まで

(ア) 書類提出…高浜市役所都市政策部 **土木** グループの窓口申請書類をお持ちください。

(イ) 書類受理…窓口で書類の不備等の簡単な確認を行い、受理します。

(ウ) 審査…申請の内容が適当かどうかを審査を行います。

(エ) 補正…申請の内容について意見があった場合、それについて再検討をお願いします。お電話等にて連絡します。

(オ) 承認…書類が全て整い、道路使用許可書も確認した後、市長の承認を得て承認書を発行します。

**書類を受理してから5日間(内容修正等の補正期間を除く)以内に承認書を発行します。**

◆ 道路使用許可申請

工事を行うことによって、歩道や車道を規制することになるため、道路交通法第77条に基づく道路使用許可が別途必要になりますので、申請と同時に2部提出して頂き、道路管理者の協議書ができましたら、お電話にてご連絡します。道路管理者の意見を付けた道路使用書をお渡しますので、碧南警察署に提出してください。道路使用許可書が降りましたら、また市役所に先程の協議書の回答書をお持ちください。確認した後、工事承認書をお渡します。なお、通行止めを伴う場合は、う回路図を1枚追加してください。

◆ 「完了届」の提出

工事が全て完了した後、各種写真を添付のうえ速やかに提出してください。

各種写真とは ……①全景(着手前・完了後)

……②路盤転圧状況

……③舗装厚

……④各種構造物(側溝・歩車境ブロック等)設置状況

……⑤植樹移植状況(着手前・着手後)

◆ 「完了検査」と瑕疵担保責任について

完了検査は主として写真にて行いますが、特に必要のある場合は現地で検査を行いますので、連絡する日時に立会をお願いします。完了検査に合格した施設は、以後高浜市の施設として維持管理を行いますが、下記の場合は瑕疵担保責任として申請者の方に現地の手直しをしていただく義務が生じますのでご注意ください。

- ① 施行不良等によるもの(工種により1~2年の責任期間が設定されています。)
- ② 自動車重荷に対応していない部分(舗装や側溝等)に車両が載るなど、使用方法に過失があった場合。

その他ご不明な点がありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

連絡先 愛知県高浜市役所 都市政策部 土木グループ  
〒444-1398  
高浜市青木町四丁目1番地2  
TEL (0566) 52-1111  
FAX (0566) 52-1110

# 申請書記入例

様式第1(第2条関係)

道路に関する工事実施承認申請書

年 月 日

高浜市長 殿

住所  
氏名  
担当者(氏名・電話)

下記のとおり、道路に関する工事の実施を御承認ください。

記	
1	工事の場所 市道 線 高浜市 町 丁目 地先
2	工事の種別 自動車乗入口設置工事 家庭排水管設置工事 その他
3	工事の概要
4	工事の方法 直営 請負
5	工事の時期 承認の日から 日間
6	工事の必要理由
7	添付書類 1仕様書 2位置図 3公図 4構造図 5現況写真 6保安設備図

上記のとおり承認します。ただし、次の条件を守ってください。

年 月 日

道路管理者 高浜市長

条件

担当者及び連絡先を記入してください。

市道の名称と自動車の乗入れが必要とする土地の地番を記入してください。

該当する箇所に○をつけてください。

「別紙図面のとおり」と記入して、書類を添付してください。

該当する箇所に○をつけてください。

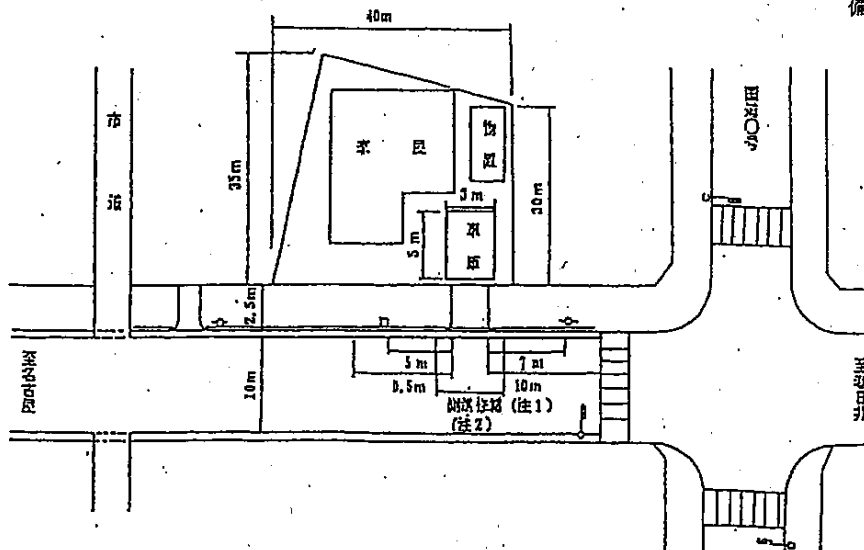
工事に必要な日数を記入してください。

自動車乗入口が必要となった理由を記入してください。

例)「駐車場を設置するため」「車庫を設置するため」等

記入しないでください。

## 平面図記入例



備考: 平面図に記入する施設及びその表し方

- ① ガードレール又はガードパイプ
- ② 街路樹 ○
- ③ 道路照明等 ●
- ④ 電話ボックス及び郵便ポスト □
- ⑤ 既にある自動車乗入れ口 川
- ⑥ 消化栓 ⊙
- ⑦ マンホール ⊙
- ⑧ 排水溝(側溝、街架) ≡≡≡
- ⑨ 横断歩道 ≡≡≡
- ⑩ 電柱及び電話柱 ○—○
- ⑪ バス停留所 △
- ⑫ 道路標識 ▲
- ⑬ 信号機 ○—

注1: 上記施設のうち、申請する自動車乗入口から10m以内にあるものはその距離を記入すること。  
注2: 側溝を作らなす場合は、その位置と長さを記入すること。

道路に関する工事実施承認申請書

年 月 日

高 浜 市 長 殿

住所

氏名

担当者(氏名・電話)

下記のとおり、道路に関する工事の実施を御承認ください。

記

1	工事の場所	市道 高浜市 町 丁目 地先	線
2	工事の種別	自動車乗入口設置工事 その他	家庭排水管設置工事
3	工事の概要		
4	工事の方法	直 営	請 負
5	工事の時期	承認の日から	日間
6	工事の必要理由		
7	添付書類	1仕様書 2位置図 3公図 4構造図 5現況写真 6保安設備図	

上記のとおり承認します。ただし、次の条件を守ってください。

年 月 日

道路管理者 高浜市長



条 件

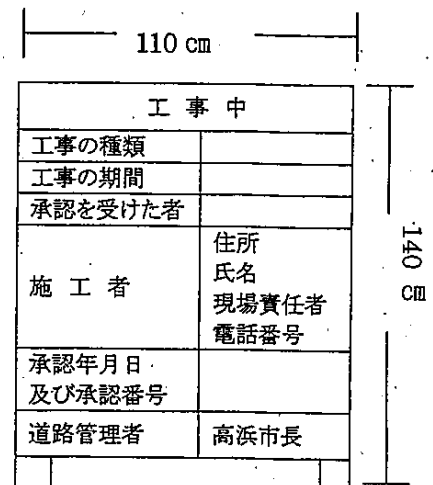


## 条 件 事 項

- 1 工事が完了したときは直ちに品質管理結果及び出来高管理結果(工事写真を含む)を添付したうえ、都市整備グループに完了届を提出すること。  
なお、工事に着手する前に道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項による所轄警察署長の許可を得ること。
- 2 工事の施工に起因して事故が発生したときは、直ちに応急処置を講じるとともに、市長に届け出て、その指示を受けること。
- 3 工事の施工により申請箇所以外の道路及び附属物を損傷した場合は、市長に届け出てその指示を受け、申請者の負担において原型に復旧すること。
- 4 工事の施行により取り外した防護策、側溝蓋等道路施設の保管場所等については、市長の指示に従うこと。
- 5 工事箇所は、道路管理者に引き渡すまで、施工者において維持管理を行い、交通の安全と事故防止のため万全の措置をすること。
- 6 工事に用いる資器材や掘削土は常時整理して一般道路交通に支障のないようにするとともに、工事に用いる資器材の搬入・搬出、土砂の流出により路面等を汚した場合は、直ちに原型復旧すること。
- 7 工事の期間中は、工事箇所(工事区間が長い場合は工事区間の両端)下図による表示板を設置し、高浜市長の承認に基づく工事であることを明示すること。
- 8 承認を受けた工事の設計を変更しようとするときは、あらかじめ「道路に関する工事及び実施計画変更承認申請書」を道路管理者に提出し、承認を受けること。
- 9 承認に係る工事を廃止しようとするときは、あらかじめ道路管理者に届け出て現状復旧について指示を受けること、また現状回復したときは、直ちに市長に届け出ること。
- 10 工事の施工により道路区域内に設けられた施設、その他の物件は、別に指示のない限り工事完了の検査に合格と同時に無償で高浜市に帰属するものとする。
- 11 検査に合格し引き継ぎを受けた施設に瑕疵があるときは、道路管理者の求めに応じて承認工事施工者及び申請者は補修を行うこと。その場合、道路管理者が当該請求をすることができる期間は、引き継ぎを受けた日から、植樹・簡易舗装・その他これに準ずる施設においては1年間、コンクリート・石製・金属像・その他これに準ずる施設においては2年間とする。  
ただし、その瑕疵が承認工事施工者もしくは承認を受けたものの故意もしくは重大な過失により生じた場合には、道路管理者が当該請求をすることができる期間は5年間とする。
- 12 工事の施工により道路管理者に損害を与え、または第三者と紛争を生じた時は、申請者の責任において損害を賠償し、または紛争を解決すること。
- 13 工事の施行に当たっては、道路法、同法施行令等関係法規を遵守すること。
- 14 工事の時期、工実施の方法、道路の復旧の方法、品質管理及び出来形管理、完了検査等その他の事項は、愛知県建設部が定める「道路占用工事の実施に関する基準」を準用するものとする。

\* この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)及び道路法に基づき、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に高浜市長に対して異議申立てをすることができます。

※ 見やすく、かつ通行に支障のない箇所に、転倒の恐れがないよう設置する。



## 平面図

### 【平面図貼付欄】

縮尺は1/100～1/500程度

- ①平面図（横断面図）作成の参考資料として「道路台帳平面図」の写しを必要とされる場合はお申し出ください。
- ②平面図には記入例のとおり、申請する乗入口前後1.0m以内の道路施設等とその位置・寸法を表示してください。
- ③建物新築等に伴う場合は、建築確認申請に用いる敷地内平面図を添付してください。
- ④店舗・集合住宅等、集合駐車場に伴う場合は、民地内の駐車場内通路や駐車位置を示す計画平面図を添付してください。この場合、歩道上への車両進入を抑制するための構造物（フェンス・縁石ブロック・車止め等）を民地内に設けていただく場合があります。その構造についても平面図に明示するとともに詳細図を添付していただきます。

\*別に詳細平面図を添付する場合は、この様式は不要です。

## 横断面図

### 【横断面図貼付欄】

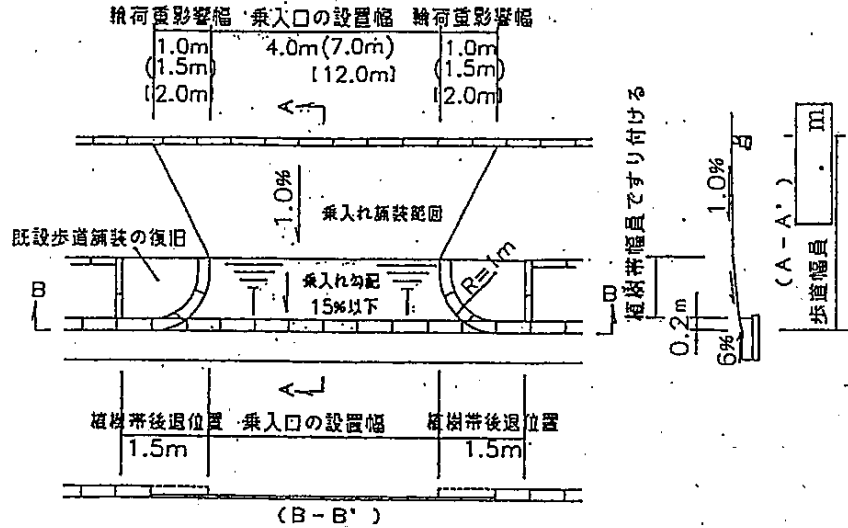
縮尺は1/100～1/200程度

道路の全幅員と、車道や歩道（植樹帯）の幅員を引出し線で表示してください。

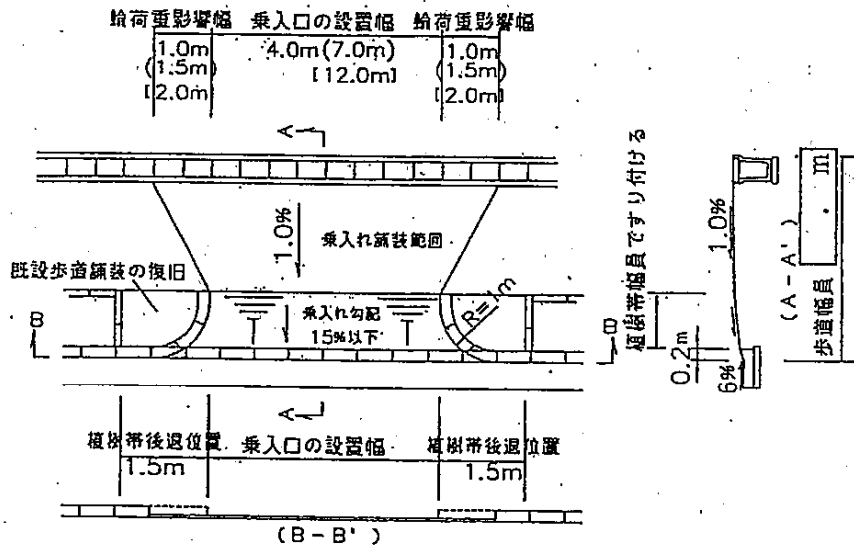
\*別に詳細平面図を添付する場合は、この様式は不要です。

自動車乗入口の形状図

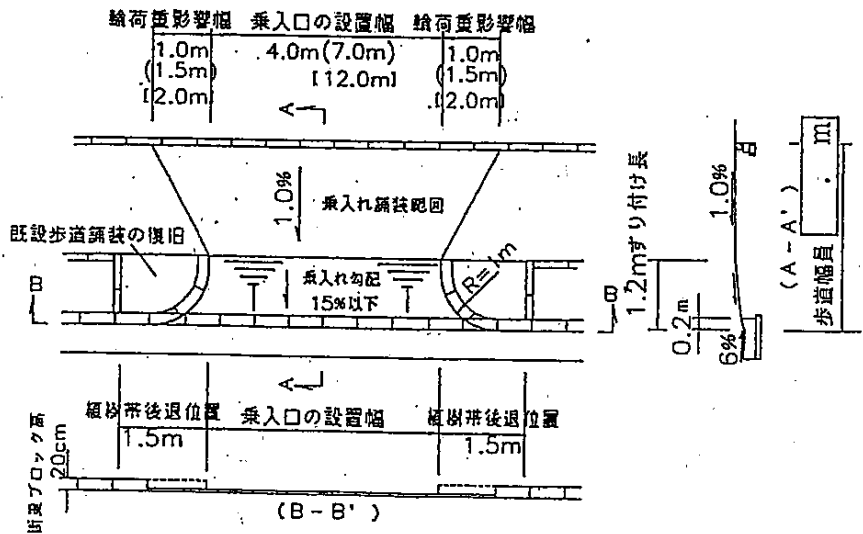
(図-1).



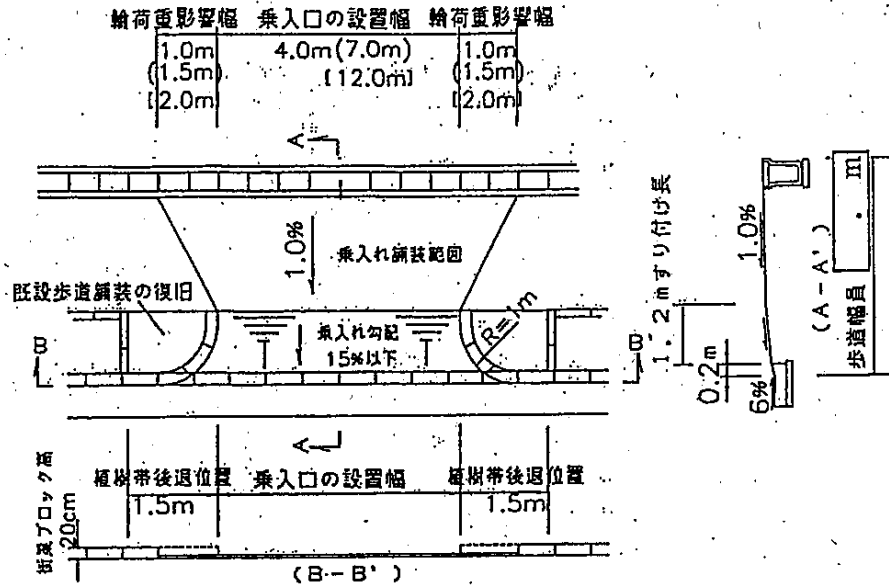
(図-2)



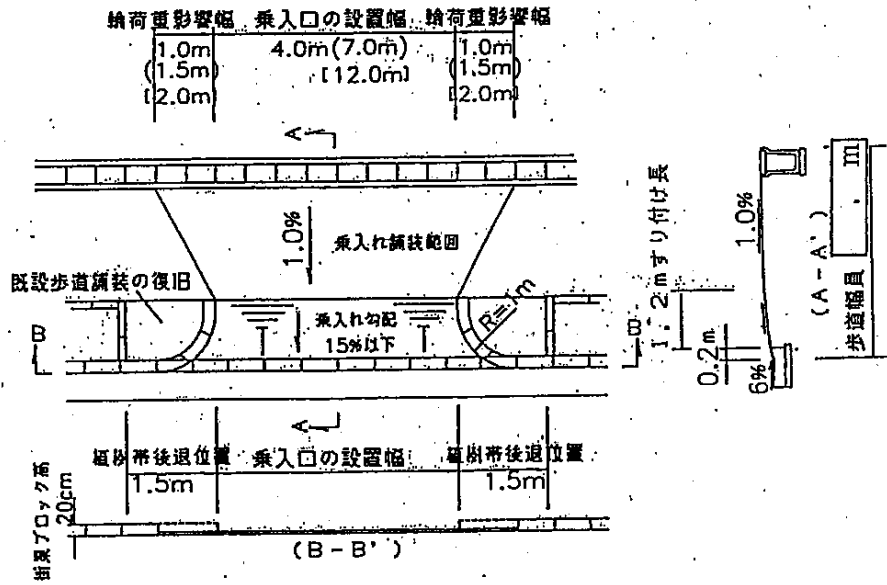
(図-3)



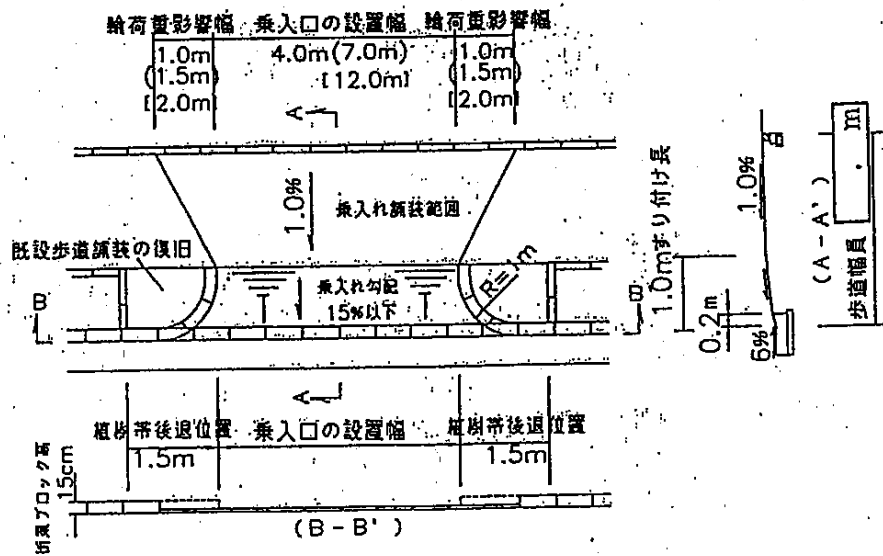
(図-4)



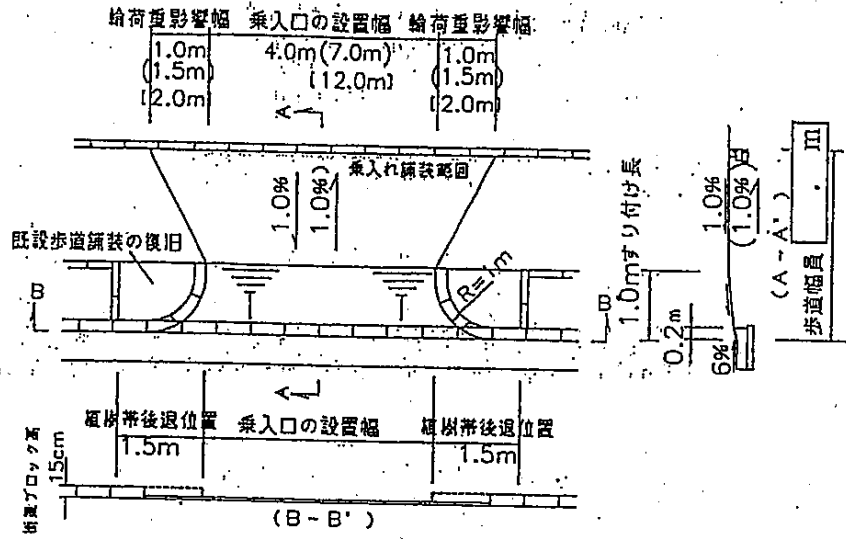
(図-5)



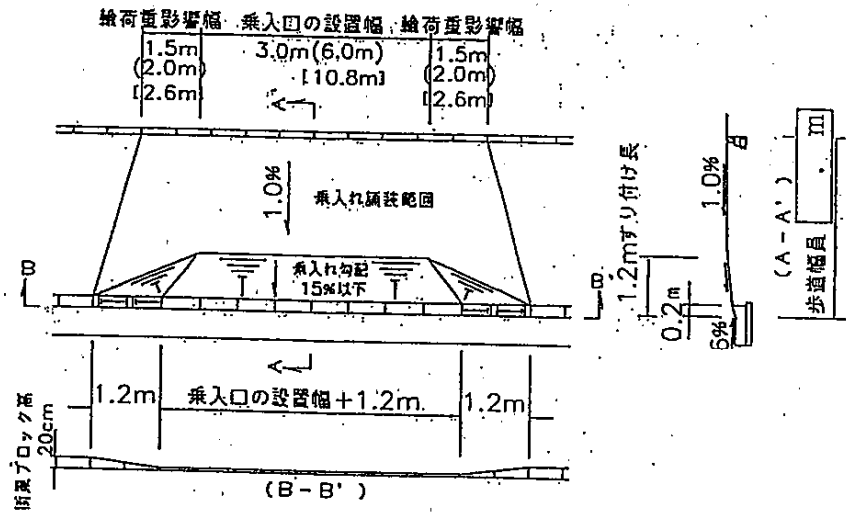
(図-6)



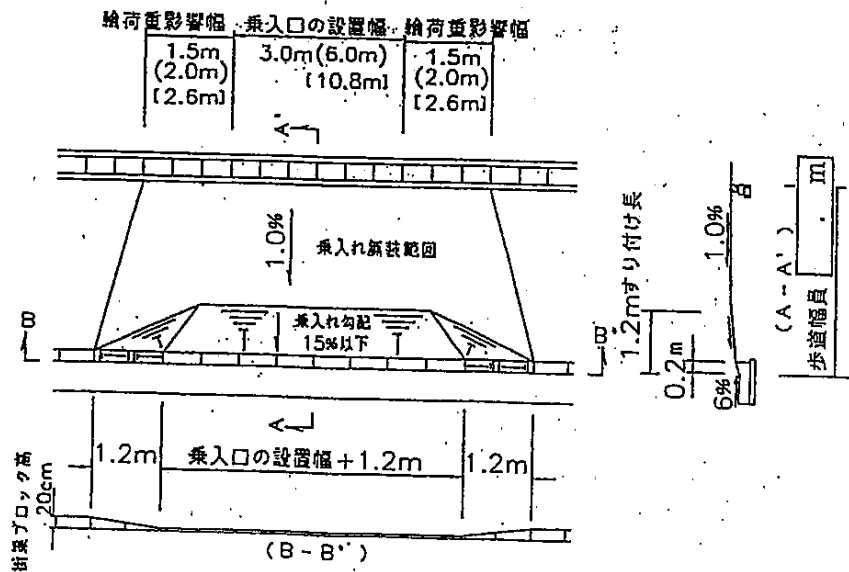
(図-7)



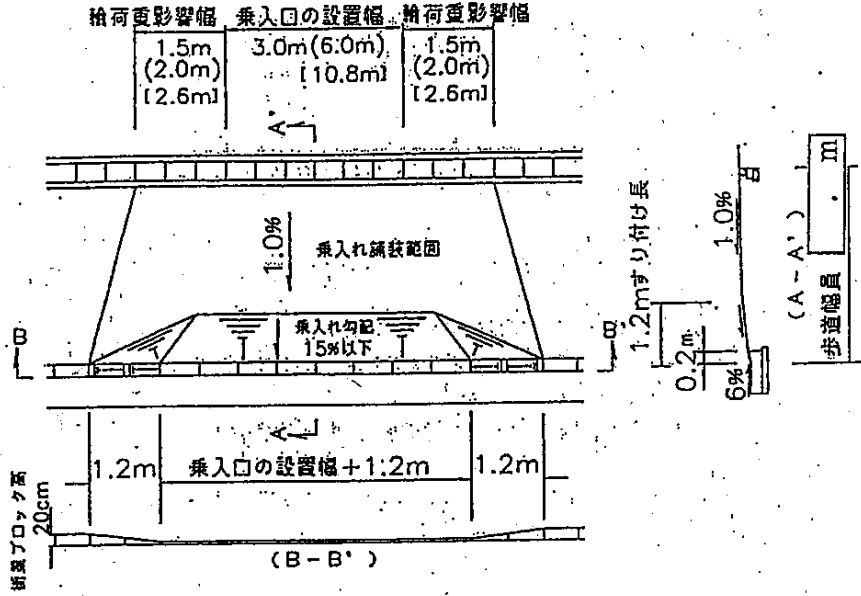
(図-8)



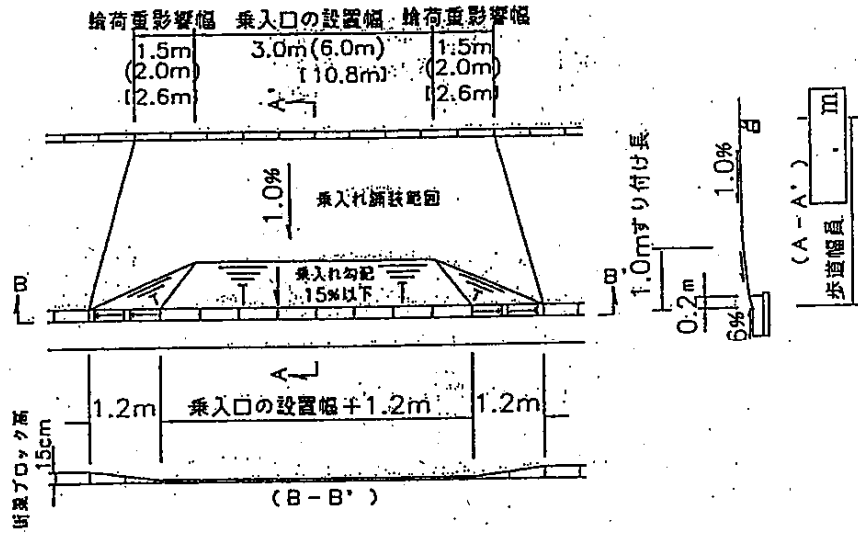
(図-9)



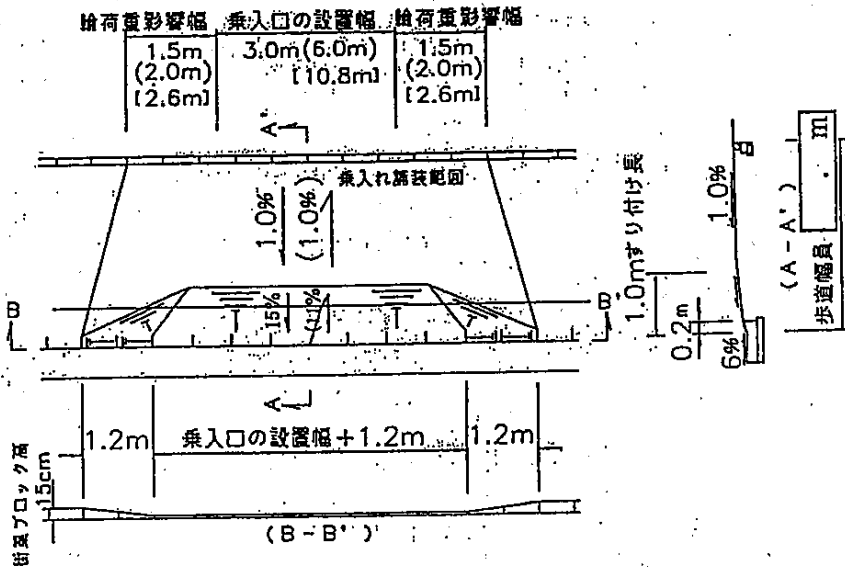
(図-10)



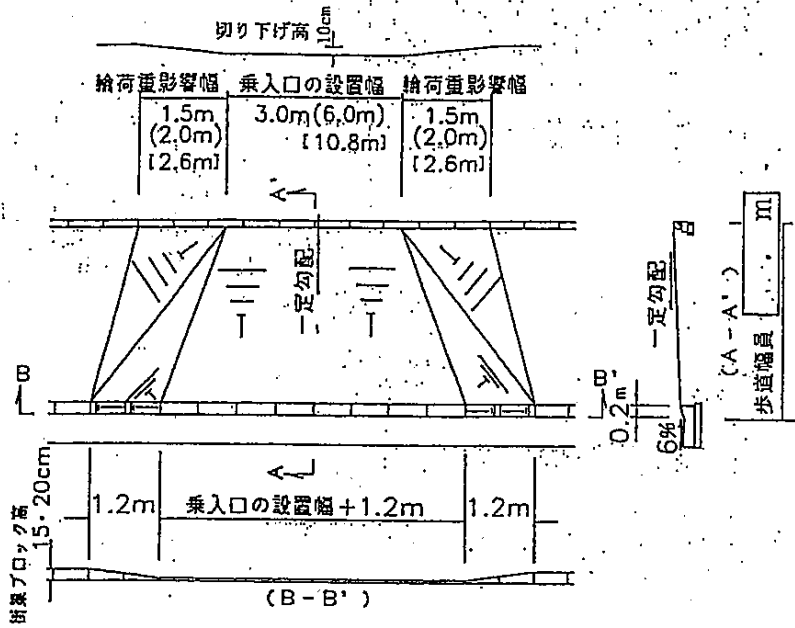
(図-11)



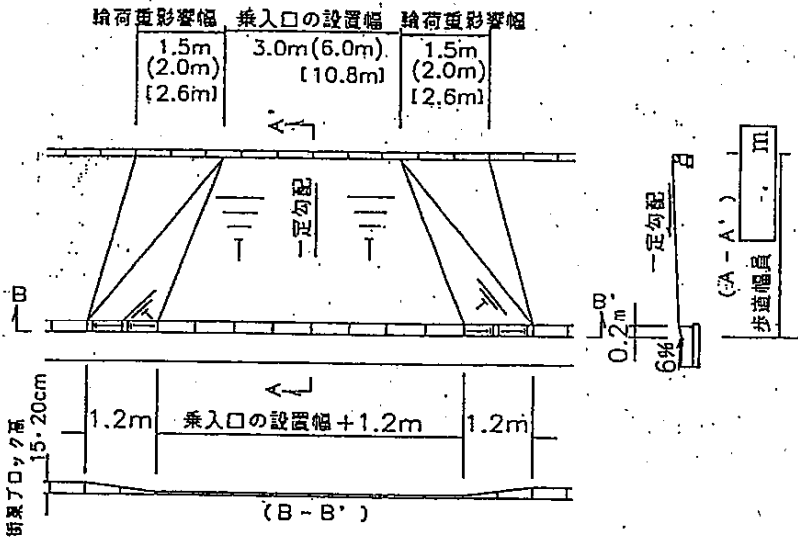
(図-12)



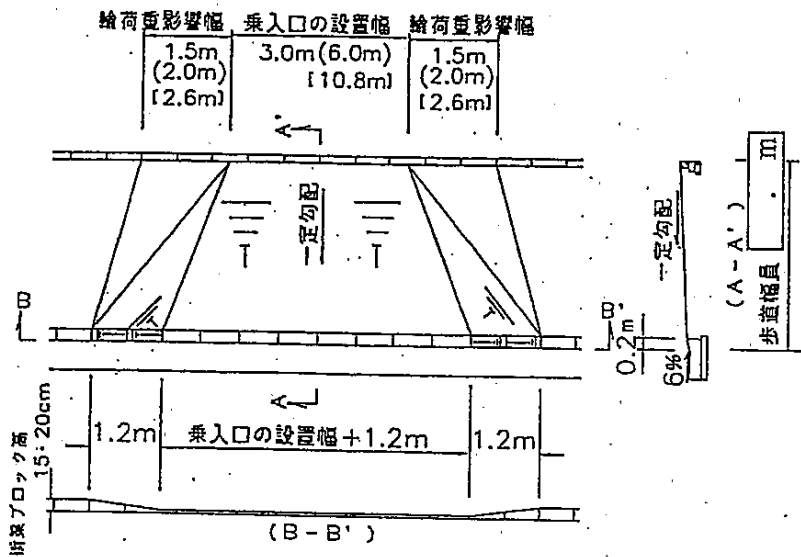
(図-13)



(図-14)



(図-15)

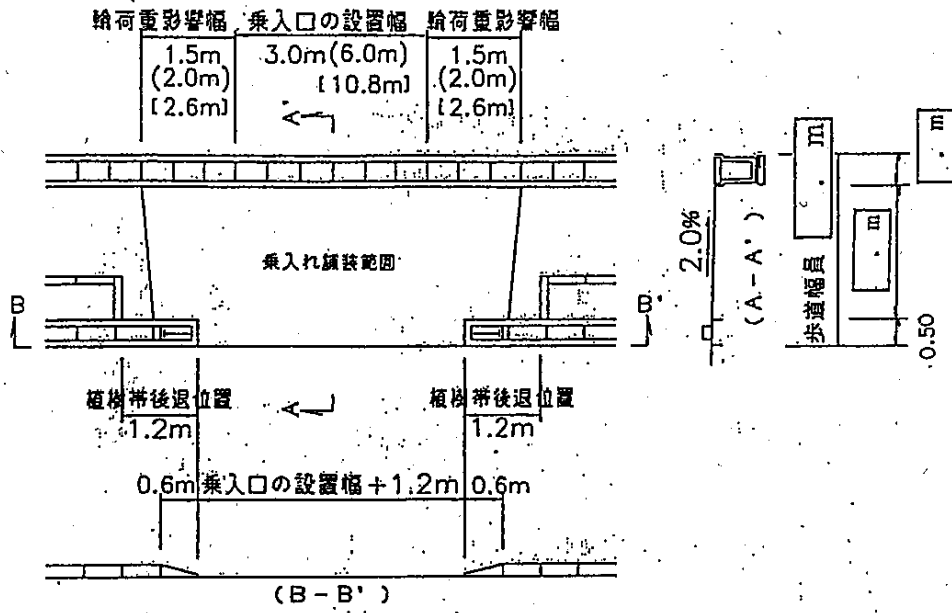


一定勾配の値

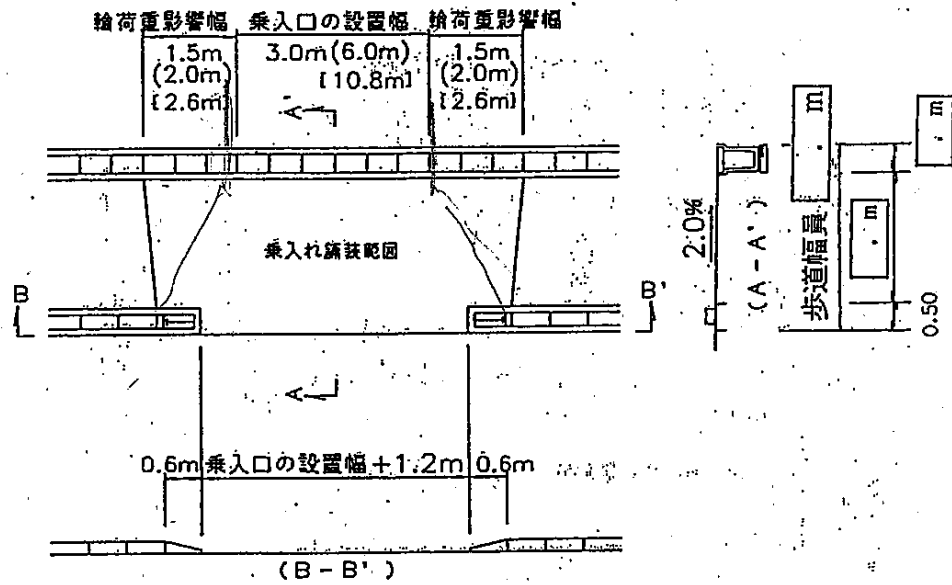
一定勾配の値

一定勾配の値

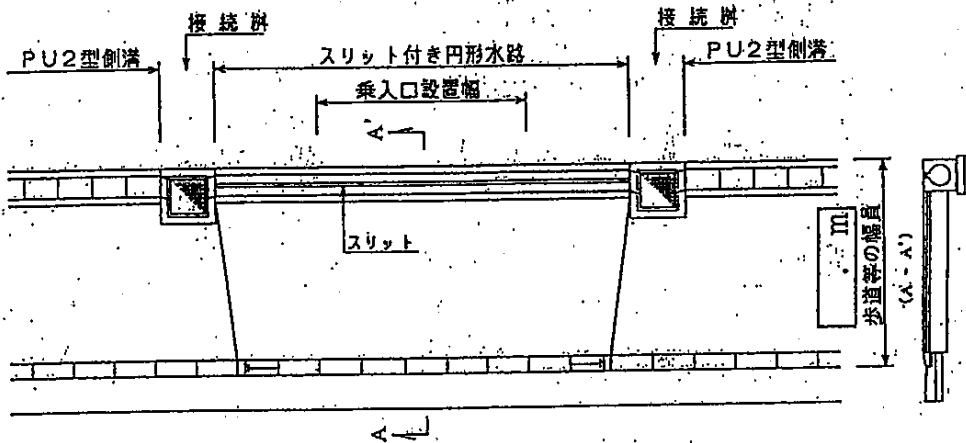
(図-16)



(図-17)



(図-18)





## 自動車乗入口形状図

### 【乗入口形状図貼付欄】

ページの乗入口形状図選定表から該当する形状図(図-1~図-1.8)を選び、復員の欄に実測寸法を記入して貼付してください。

- ④ 形状図には、ページの表にある乗り入れする対象車両(A型からC型)により以下の3つの数値が表示されていますので、不要な数値を二重線(=)で消してください。

A型・・・カッコなし

B型・・・( )

C型・・・[ ]

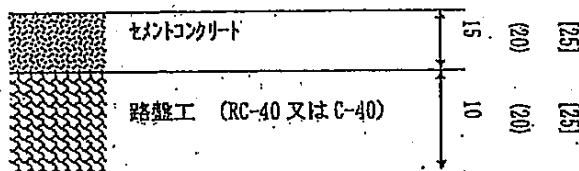
ただし、形状図における乗入口の設置幅は、対象車両ごとに許可できる上限の数値であるため、車庫や店舗等の形状により、それ以下の必要最低限の幅とすることができます。

特別な理由によりC型以上の幅を必要とする場合は、その設置幅を必要とする理由書・車両軌跡図・車検証の写し等を用意し、事前に協議してください。

\*別に詳細設計図等を添付する場合は、この様式は不要です。

## 舗装構成図

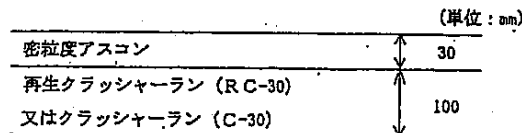
- \* コンクリート舗装(新設乗入口部分)



※括弧なし：A型、( )書き：B型、[ ]書き：C型

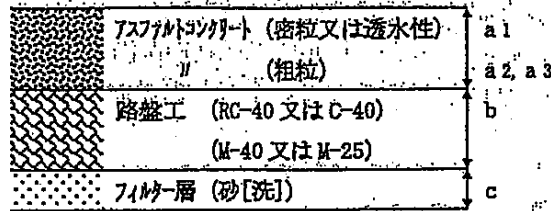
- ④ 該当しない数値は二重線(=)で消してください。

- \* アスファルト舗装(既設歩道舗装の復旧部分)



\* アスファルト舗装 (新設乗入口部分)

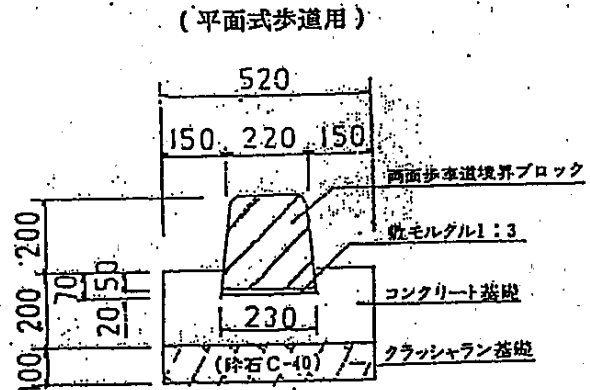
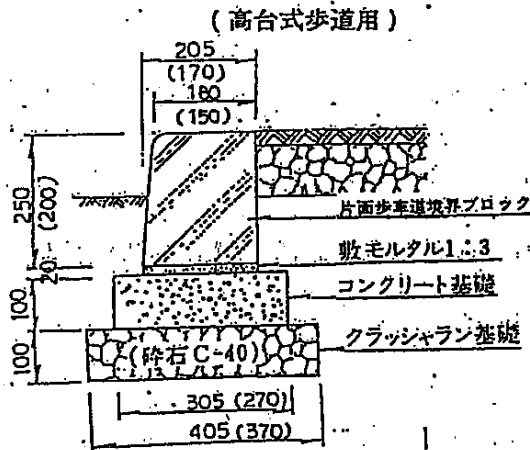
乗入口部分の舗装は、耐久性確保のため、コンクリート舗装を原則としているが、施行時に適切な転圧重機 (振動ローラー1tクラス以上) を使用し、完了時に転圧状況写真を提出する旨を別紙確約書等で説明されているもの限り、アスファルト舗装を認めるものとする。この場合の舗装構成は以下のとおりとする。



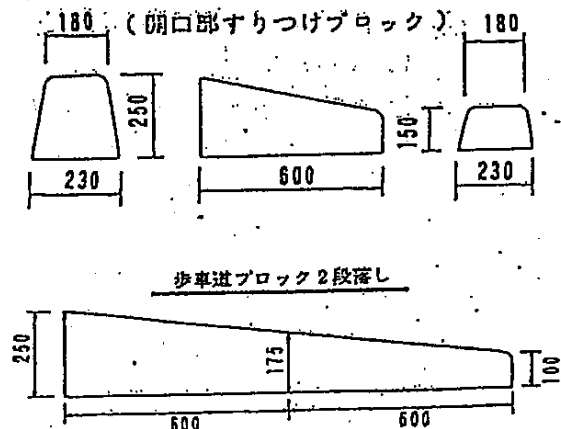
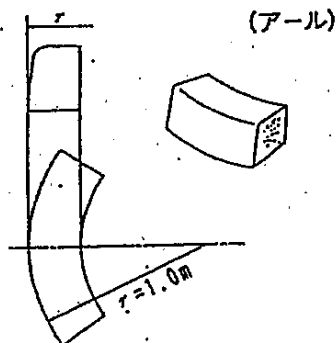
	A型	B型	C型	備 考
a1	5cm	5cm	5cm	左記の舗装構成は、 A型はI交通 (CBR6) に相当する。 B型はA交通 (CBR6) に相当する。 C型はB交通 (CBR6) に相当する。
a2	—	5cm	5cm	
a3	—	—	5cm	
b	25cm (35cm)	25cm	30cm	
c	(5cm)	—	—	

(適用)  
 ア 舗装構成は上記を標準とするが、路床のCBRが分かる場合は、それによることができる。  
 イ 透水性アスコンは、既設歩道が透水性舗装の場合にA型のみを使用するものとする。  
 ウ 「b」、「c」の ( ) 書きは透水性アスコンを使用する場合。

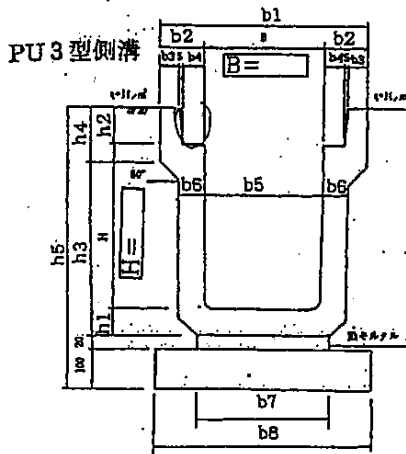
歩車道境界ブロック詳細図



ブロック高(H=200)の場合は、( )の数値を使用すること。

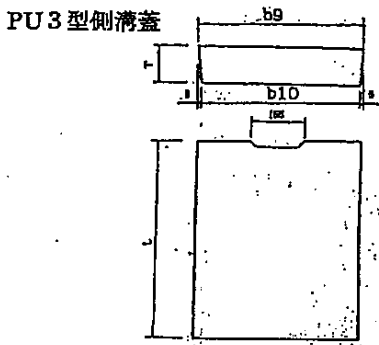


側溝詳細図



PU3型(道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝:蓋付き)寸法及び材料表

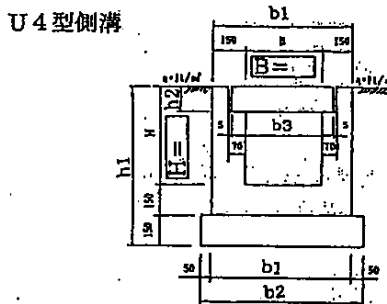
記号	寸法表(単位mm)															1枚あたり重量(kg)	摘要	
	B	H	b1	b2	b3	b4	b5	b6	b7	b8	h1	h2	h3	h4	h5			L
PU3-B250-H250	250	250	480	105	45	55	230	85	300	400	65	90	285	120	525	1,000	166	JIS A5345 2種 PC4型使用
PU3-B300-H300	300	300	520	110	50	55	280	70	360	460	70	95	325	140	585	1,000	208	
PU3-B300-H400	300	400	520	110	50	55	270	70	330	430	70	95	425	140	685	1,000	234	
PU3-B300-H500	300	500	520	110	50	55	280	80	340	440	80	95	565	140	795	1,000	291	
PU3-B400-H400	400	400	630	115	55	55	270	70	430	530	70	110	440	140	700	1,000	257	
PU3-B400-H500	400	500	630	115	55	55	360	80	440	540	80	110	550	140	810	1,000	318	
PU3-B500-H500	500	500	750	125	60	60	460	80	540	640	80	125	550	155	825	1,000	348	
PU3-B500-H600	500	600	750	125	60	60	450	90	550	650	90	125	640	175	925	1,000	423	



PU3型(道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝蓋)寸法表

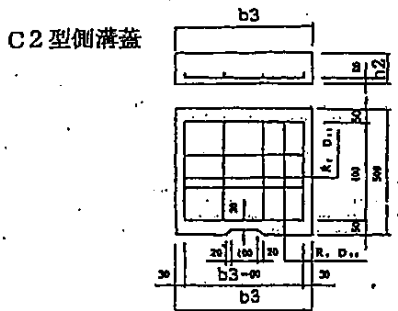
記号	寸法表(単位mm)				1枚あたり重量(kg)	摘要
	b9	b10	T	L		
PC4-B250	362	352	90	500	37	JIS A5346 2種
PC4-B300	412	402	95	500	45	
PC4-B400	512	502	110	500	65	
PC4-B500	622	612	125	500	91	

(注) エプロン厚(T)については指示を受けること。



U4型(場所打ちU型側溝:蓋付き)寸法及び材料表

記号	寸法表(単位mm)					対応する蓋の種別
	B	H	b1	b2	h1	
U4-B300-H400	300	400	600	700	700	C2-B300適用可
U4-B300-H500	300	500	600	700	800	
U4-B400-H400	400	400	700	800	700	C2-B400適用可
U4-B400-H500	400	500	700	800	800	
U4-B500-H500	500	500	800	900	800	C2-B500適用可



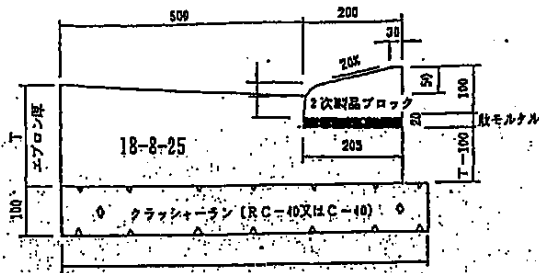
C2型(場所打ちU型側溝蓋)寸法及び材料表

記号	寸法表(単位mm)		材料表(1枚あたり)							
	b3	h2	コンクリート	型わく	R1鉄筋D13	R2鉄筋D13	鉄筋重量	重量		
			(m)	(m)	本数	長さ	本数	長さ	(kg)	(kg)
C2-B300	430	110	0.023	0.205	4	370	4	400	3.065	58
C2-B400	530	120	0.031	0.247	4	470	4	400	3.463	78
C2-B500	630	130	0.040	0.294	5	570	4	400	3.861	101

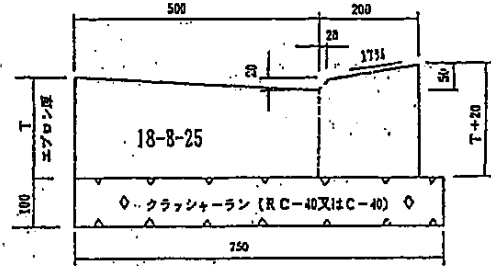
図中の欄には側溝内幅 B 及び深さ H の寸法を記入すること。

⊕ 該当しない図表及び数値は×印で消してください。

(2次製品ブロック取替タイプ)

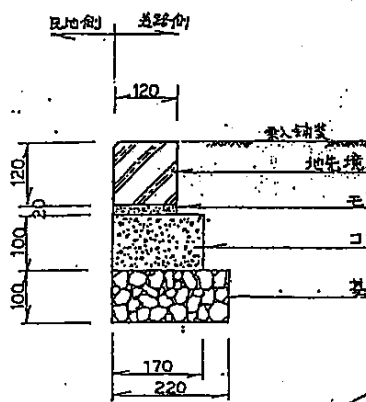


(全面打替タイプ)

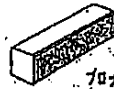
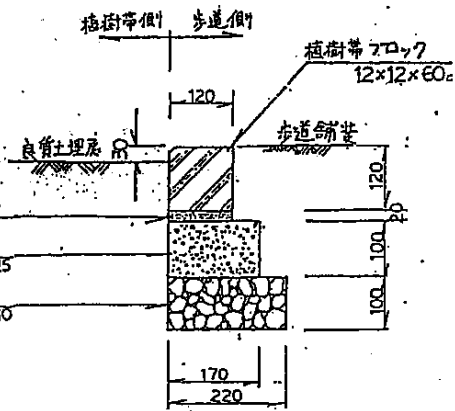


2次製品ブロック取替タイプにおいて、既設エプロン部分が使用できる場合は、敷モルタル部分をはつり、モルタル及び切り下げブロックのみを施行すればよい。

地先境界ブロック詳細図



植樹帯ブロック詳細図



ブロック(単位)はmmで示す。

地先境界ブロックについては、既設のものに損傷・沈下等がないことが確認でき、施工上の支障とならない場合に限り、撤去・復旧を省略することができる。

Ⓢ 該当しない図表及び数値は×印で消してください。

### その他構造図

車止めやフェンス・擁壁等、乗入口設置に伴う構造物があれば、この欄に貼付するか、別図を貼付してください。



**【乗入口設置計画位置現況写真貼付欄】**

**① 正面より全景**

乗入口計画位置の輪郭線を赤ペンで表示してください。

**【その他写真貼付欄】**

- \* 既設側溝が車両荷重に対応していることを証明する写真
- \* 支障物件（マンホールや標識など）を説明する写真
- \* その他、申請に関して説明が必要と思われる状況写真等

複数の乗入口が必要な場合や、既設乗入口を閉塞する場合は、それぞれ箇所について写真①～③を貼付してください。

**【乗入口設置計画位置現況写真貼付欄】**

**② 歩道上 起点→終点**

乗入口計画位置の輪郭線を赤ペンで表示してください。

**【乗入口設置計画位置現況写真貼付欄】**

**② 歩道上 起点→終点**

乗入口計画位置の輪郭線を赤ペンで表示してください。



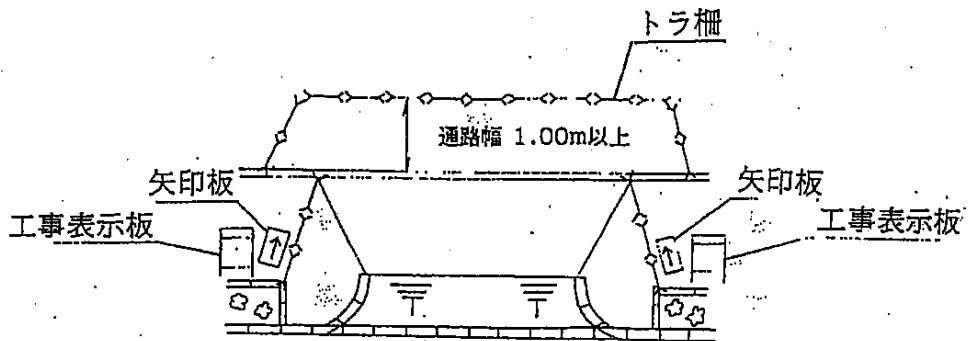
# 仮設歩道設置計画図

## 【仮設歩道設置計画図貼付欄】

乗入口設置工事に伴い、歩道の歩行者等を通行止めとする場合には、仮設歩道及び保安施設の設置計画図を作成してください。

なお、この書類は警察へ提出する「道路使用許可書」の申請にも必要となります。

記入例



\* 赤色灯は通路両側に4m間隔以下となるよう配置してください。